

2022年度

群馬県立県民健康科学大学 看護学部

学校推薦型選抜試験問題

小 論 文

群馬県立県民健康科学大学

小論文試験問題 1

以下の文章をよく読んで、問1～問3に答えなさい。

太古から人は不老長寿を願ってきた。戦後の高度成長期あたりを起点に、こんにちの日本は有数の長寿国になった。半面、人は年を重ねるとともに心身に不調を抱える自然の摂理にはあがえない。

長寿社会が実現した今、価値を置くべきは「日常生活に制限がない期間」を示す健康寿命を伸ばすことであろう。年をとっても医療職や介護ヘルパーなどの世話にならないようにすれば、本人や家族はもとより国・自治体の社会保障財政にも好ましいはずである。

2016年の平均寿命¹⁾は男80.98歳、女87.14歳だった。厚生労働省の簡易生命表²⁾や国民生活基礎調査³⁾などの結果によると、健康寿命は72.14歳と74.79歳だ。

双方の差である「日常生活に制限がある期間」はそれぞれ8.84年、12.35年である。6年前と比べると、制限がある期間はそれぞれ0.29年、0.33年縮んだ。男女とも平均寿命を上回るペースで健康寿命が伸びた。

政府は14年に閣議決定した健康・医療戦略で、世界最先端の医療技術・サービスによって健康寿命を伸ばすことを課題にあげた。だが言葉先行の色が濃く、現政権を含めて具体的な政策イメージを持っているとは言い難い。

まずは一人ひとりが医者のお世話にならぬよう意識し、実践することがスタートになる。メタボリック症候群⁴⁾に起因する糖尿病⁵⁾や脳卒中⁶⁾などのリスクを下げるには、栄養バランスに気をつけ、適度な運動を続け、ストレスをためない——などが大切になる。

言われ尽くされた感はあるが、言うはやすし、行うは難しだ。同時に、遺伝性や先天性の病などに悩む人には、十二分の配慮が必要なのは言うまでもない。

また平均寿命を健康寿命に近づける逆転の発想も必要になってくるのではないか。医療分野の技術革新が不治の病を一步一步克服しつつあるが、治療法によっては必ずしも患者のQOL（生活の質）向上につながらない例はある。

いざというときを見据えて延命治療を選ぶのか、選ぶならいつまで続けるのか。迷いながらもタブーなく考え、家族など周りの人と話し、そのイメージを共有することを定着させたい。

新型コロナが私たちに健康の大切さを改めて思い起こさせた。長寿社会を生きる一人ひとりが、どんな生涯を送りたいのかに思いをめぐらせよう。

出典：日本経済新聞 2021年1月17日〔社説〕医療や介護と縁遠く長生きを楽しむには

注

1) 平均寿命：ある年（期間）における死亡状況（年齢別死亡率）が今後変化しないと仮定したときに、その年に生まれた人（0歳児）があと何年生きられるかという期待値

- 2) 簡易生命表：ある年（期間）における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢のものが1年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値（＝平均余命）などの指標を表したもの
- 3) 国民生活基礎調査：厚生労働省が3年ごとに実施する、保健・医療・福祉・年金・所得など、国民生活の基礎的事項の全国的調査
- 4) メタボリック症候群：内臓肥満に高血圧、高血糖（血液中の糖濃度が高い状態）、脂質代謝異常が組み合わさることにより動脈硬化（動脈の血管が硬くなり弾力性が失われる状態）を起しやすくする病態
- 5) 糖尿病：高血糖が慢性的に続く病気
- 6) 脳卒中：脳の血管が詰まったり破れたりすることに起因する病気の総称

問1 2010年の日本女性の平均寿命は86.30歳でした。この年（2010年）の日本女性の健康寿命を計算しなさい（計算式も記載すること）。

問2 下線部「平均寿命を健康寿命に近づける逆転の発想」とは、どのような発想ですか。50字以内で説明しなさい。

問3 あなたの生涯において健康寿命はどの程度重要性を持ちますか。あなたの考えを400字以内で記述しなさい。

小論文試験問題 2

次の英文を読んで各問に日本語で答えなさい。

It's not just kids who are overdoing screen time. Parents are often just as guilty of spending too much time checking smartphones and e-mail — and the consequences for their children can be troubling.

Dr. Jenny Radesky is a pediatrician⁽¹⁾ specializing in child development. When she worked at a clinic in a high-tech savvy⁽²⁾ Seattle neighborhood, Radesky started noticing how often parents ignored their kids in favor of a mobile device. She remembers a mother placing her phone in the stroller between herself and the baby. "The baby was making faces and smiling at the mom," Radesky says, "and the mom wasn't picking up any of it; she was just watching a YouTube video." Radesky was so concerned she decided to study the behavior. After relocating to Boston Medical Center, she and two other researchers spent one summer observing 55 different groups of parents and young children eating at fast food restaurants. Many of the caregivers pulled out a mobile device right away, she says. "They looked at it, scrolled on it and typed for most of the meal, only putting it down intermittently."

. . .

Radesky says that's a big mistake, because face-to-face interactions are the primary way children learn. "They learn language, they learn about their own emotions, they learn how to regulate them," she says. "They learn by watching us how to have a conversation, how to read other people's facial expressions. And if that's not happening, children are missing out on important development milestones."

. . .

注) (1) pediatrician : 小児科医
(2) high-tech savvy : ハイテクに精通した

出典 : PATTI NEIGHMOND, "For The Children's Sake, Put Down That Smartphone",
NPR, April 21, 2014.
<https://www.npr.org/sections/health-shots/2014/04/21/304196338/for-the-childrens-sake-put-down-that-smartphone> (2021. 6. 29 確認)

- 問 1 Radesky 博士が研究をおこなうことにした理由を説明しなさい。(横書き・60 字以内)
- 問 2 この論文の著者が伝えたかったことを述べなさい。(横書き・100 字以内)
- 問 3 問 2 の内容を踏まえ、あなたの意見を述べなさい。(横書き・300 字以内)

群馬県立県民健康科学大学
看護学部看護学科
2022年度 学校推薦型選抜試験
小論文試験問題2 解答用紙1

受験番号	氏名

問1

60

問2

100

次ページにつづく

注 意 事 項

- 1 問題用紙は表紙を含めて4枚、解答用紙4枚、下書き用紙2枚、裏表紙（注意事項記載）1枚です。
- 2 解答用紙の所定の欄に、必ず受験番号・氏名を記入してください。
- 3 解答は、すべて解答用紙に記入してください。下書き用紙に解答を記入しても、採点の対象とはしません。また、解答用紙の「得点欄」には何も記入しないでください。
- 4 問題用紙・解答用紙に印刷不鮮明や汚れ等がある場合は、無言のまま手をあげて、監督員の指示に従ってください。
- 5 試験中に質問や用便等の用件がある場合も、無言のまま手をあげて監督員の指示に従ってください。
- 6 試験開始後は途中退室を認めません。
- 7 問題用紙及び下書き用紙は持ち帰ってください。
- 8 不正行為や、他の受験者に迷惑となる行為を行った場合は、失格とすることがあります。